

令和4年度決算に基づく健全化判断比率等について

可児市

令和4年度決算に基づき、「地方公共団体の財政健全化に関する法律」の規定による健全化判断比率等を算定しましたので、公表します。(法第3条第1項及び第22条第1項による規定)

指 標	説 明	令和4年度決算 算出結果	早期健全化 基準	財政再生 基準
実質赤字比率	一般会計等の実質赤字の比率	— (赤字額なし)	12.45%	20.00%
連結実質赤字比率	全ての会計の実質赤字の比率	— (赤字額なし)	17.45%	30.00%
実質公債費比率	公債費及び公債費に準じた経費の比重を示す比率	0.0%	25.0%	35.0%
将来負担比率	地方債残高のほか一般会計等が将来負担すべき実質的な負債を捉えた比率	— (負担見込額なし)	350.0%	
資金不足比率	公営企業ごとの資金不足の比率	— (資金不足額なし)	経営健全化基準 20.0%	

1 法律の概要

① 健全化判断比率等の公表

- ・地方公共団体の長は、毎年度、速やかに、健全化判断比率とその算定基礎事項を記載した書類を監査委員の審査に付した上で、当該比率を議会に報告し、公表しなければならない。(第3条)
- ・公営企業を経営する地方公共団体の長は、毎年度、資金不足比率とその算定基礎事項を記載した書類を監査委員の審査に付した上で、当該比率を議会に報告し、公表しなければならない。(第22条)

② 財政の早期健全化

健全化判断比率のいずれかが、早期健全化基準以上である場合は、財政健全化計画を定めなければならない。計画は議会の議決を経て、速やかに公表する。また、毎年度、実施状況を議会に報告し公表する。

③ 財政の再生

再生判断比率(実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率)のいずれかが、財政再生基準以上である場合は財政再生計画を定めなければならない。計画は議会の議決を経て、速やかに公表する。また、毎年度、実施状況を議会に報告し公表する。財政再生段階の地方公共団体は地方債の起債の制限等を受ける。

④ 公営企業の経営の健全化

公営企業ごとの資金不足比率が経営健全化基準以上である場合は、経営健全化計画を定めなければならない。②と同様の仕組みにより健全化を図る。

2 各指標の算定結果

① 実質赤字比率 — (赤字額なし) (R3 : -、R2 : -)

一般会計等を対象とした実質赤字額の標準財政規模に対する比率です。赤字の程度を指標化し、財政運営の深刻度を示すものです。

【R4】本市の一般会計等には実質赤字はありませんので、実質赤字比率は該当ありません。

算定方法

一般会計等の実質赤字額

標準財政規模

② 連結実質赤字比率 — (赤字額なし) (R3 : -、R2 : -)

特別会計・公営企業会計を含めた全会計の実質赤字額の標準財政規模に対する比率です。市全体としての財政運営の深刻度を示すものです。

【R4】本市は、全会計とも実質赤字（又は資金不足）はありませんので、連結実質赤字比率は該当ありません。

算定方法

連結（一般会計等＋公営企業会計）実質赤字額

標準財政規模

③ 実質公債費比率 0.0% (R3 : 0.6%、R2 : 0.6%)

一般会計等が負担する元利償還金・準元利償還金の標準財政規模に対する比率です。借金の返済に係る財政負担の程度を示します。

【R4】算定数値は前年度と比較して0.6ポイント減の0.0%となりました。一般会計の元利償還金の減少や特定財源（都市計画税）の増加により、単年度ではマイナス値（△1.2%）となり、良好な数値を維持しています。

算定方法（3カ年平均）

(元利償還金＋準元利償還金) ÷ (特定財源＋元利償還金・準元利償還金に係る基準財政需要額算入額)

標準財政規模 ÷ (元利償還金・準元利償還金に係る基準財政需要額算入額)

④ 将来負担比率 — (負担見込額なし) (R3 : -、R2 : -)

一般会計等が将来負担すべき実質的な負債の標準財政規模に対する比率です。地方債の残高や将来支払っていく可能性のある負担等が将来財政を圧迫する可能性が高いかどうかを示すものです。

【R4】本市は将来の負担額に対して、基金などの充当財源が上回っているため、将来負担比率はありません。地方債現在高の減少、財政調整基金等の充当可能基金額の増加等により、前年度よりも数値 (R2 : △132.4%、R3 : △147.9%、R4 : △151.7%) が減少しています。

算定方法

将来負担額 — (充当可能基金額 + 特定財源見込額 + 地方債現在高に係る基準財政需要額算入見込額)

標準財政規模 — (元利償還金・準元利償還金に係る基準財政需要額算入額)

⑤ 資金不足比率 全公営企業会計 — (資金不足なし) (R3 : -、R2 : -)

公営企業会計(※)ごとの資金の不足額の事業規模に対する比率です。公営企業の経営状況の深刻度を示します。

【R4】本市はいずれの会計とも資金不足はありませんので、資金不足比率は該当ありません。

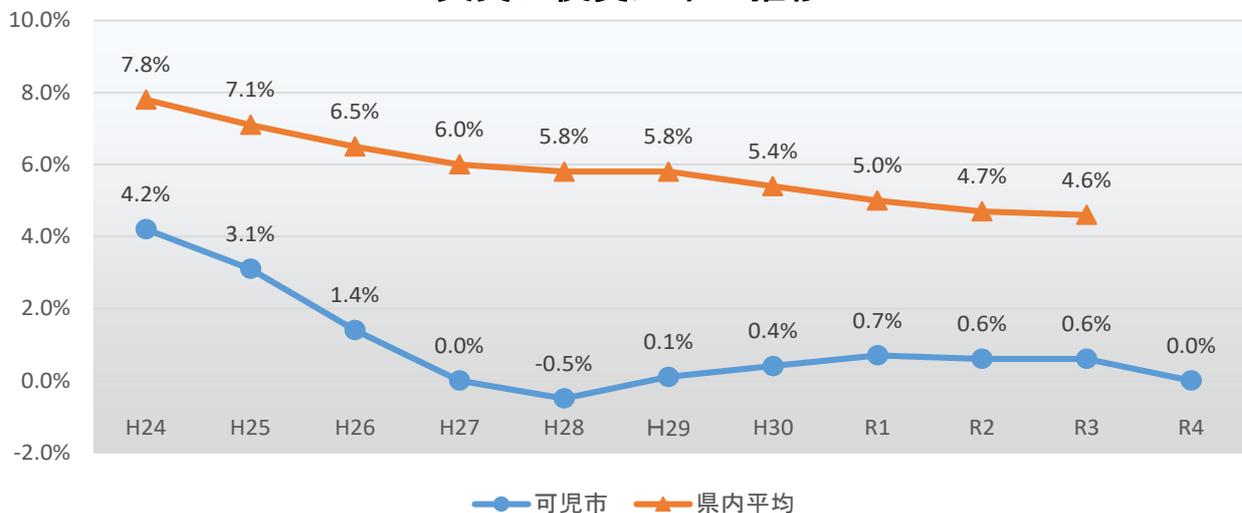
※水道事業会計・下水道事業会計・農業集落排水事業特別会計・可児御嵩インターチェンジ工業団地開発事業特別会計

算定方法

資金の不足額

事業の規模

実質公債費比率の推移



3 健全化判断比率等の対象について

一般会計等	一般会計		実質赤字比率	連結実質赤字比率	実質公債費比率	将来負担比率	資金不足比率
	一般会計等に属する特別会計	自家用工業用水道事業特別会計 可児駅東土地区画整理事業特別会計					
公営事業会計	一般会計等以外の特別会計のうち公営企業に係る特別会計以外の会計		国民健康保険事業特別会計	連結実質赤字比率	実質公債費比率	将来負担比率	資金不足比率
			後期高齢者医療特別会計				
			介護保険特別会計 (保険事業勘定)				
			介護保険特別会計 (介護サービス事業勘定)				
	公営企業に係る会計	法適用企業	水道事業会計				
		法非適用企業	下水道事業会計 農業集落排水事業特別会計 可児御嵩インターチェンジ工業団地開発事業特別会計				
一部事務組合・広域連合	可茂衛生施設利用組合 可茂公設地方卸売市場組合 可児川防災等ため池組合 可茂消防事務組合 可児市・御嵩町中学校組合 岐阜県市町村職員退職手当組合 岐阜県市町村会館組合 岐阜県後期高齢者医療広域連合 (7 組合 1 連合)		連結実質赤字比率	実質公債費比率	将来負担比率	資金不足比率	
地方公社・第三セクター等	土地開発公社		実質赤字比率	実質公債費比率	将来負担比率	資金不足比率	

4 健全化判断比率等の算定内訳

令和4年度決算に基づく健全化判断比率等の状況

健全化判断比率の状況

指標	令和4年度	早期健全化基準	財政再生基準
実質赤字比率 (%)	—	12.45	20.00
連結実質赤字比率 (%)	—	17.45	30.00
実質公債費比率 (%)	0.0	25.0	35.0
将来負担比率 (%)	—	350.0	
資金不足比率 (%)	—	* 20.0	

※経営健全化基準

実質赤字比率

区分	決算額 (千円)
歳入総額 (1)	39,239,360
歳出総額 (2)	36,399,746
歳入歳出差引額 (1) - (2) (3)	2,839,614
翌年度に繰り越すべき財源 (4)	241,943
実質収支額 (3) - (4) (A)	2,597,671
実質赤字額 (B)	—
標準財政規模 (C)	20,506,626
実質赤字比率 (%) (B) / (C) × 100	—

連結実質赤字比率・資金不足比率

区分		実質収支額 (千円)	事業規模 (千円)	
実質収支	一般会計	(1) 2,544,141	/	
	自家用工業用水道事業特別会計	(2) 49,104		
	可児駅東土地区画整理事業特別会計	(3) 4,426		
	国民健康保険事業特別会計	(4) 158,168		
	後期高齢者医療特別会計	(5) 21,174		
	介護保険特別会計 (保険事業勘定)	(6) 268,971		
	介護保険特別会計 (介護サービス事業勘定)	(7) 369		
	水道事業会計	(8) 2,929,713		2,018,263
	下水道事業会計	(9) 617,110		1,442,494
	農業集落排水事業特別会計	(10) 28,650		37,242
	可児御嵩インターチェンジ工業団地開発事業特別会計	(11) 0		4,312,638
実質収支額 (1) ~ (11) の合計	(A) 6,621,826			
連結実質赤字額	(B) —			
標準財政規模	(C) 20,506,626			
連結実質赤字比率 (%) (B) / (C) × 100		—		
資金不足比率 (※)	水道事業会計		—	
	下水道事業会計		—	
	農業集落排水事業特別会計		—	
	可児御嵩インターチェンジ工業団地開発事業特別会計		—	

※資金不足額/事業規模

実質公債費比率

区分		決算額 (千円)		
		令和2年度	令和3年度	令和4年度
分子	公債費 (一般会計等に係るもの) (1)	2,355,701	2,450,966	2,252,511
	公営企業に要する経費の財源とする地方債の償還の財源に充てたと認められる繰入金 (2)	1,596,244	1,523,355	1,486,066
	一部事務組合等の起こした地方債に充てたと認められる補助金又は負担金 (3)	174,640	222,301	266,460
	公債費に準ずる債務負担行為に係るもの (4)	0	0	0
	特定財源 (都市計画事業の財源として発行された地方債償還額に充当した都市計画税) (5)	1,085,985	1,068,001	1,140,492
	元利償還金・準元利償還金に係る基準財政需要額算入額 (6)	2,949,611	3,064,588	3,072,560
小計 (1) ~ (4) - ((5) ~ (6)) (A)	90,989	64,033	-208,015	
分母	標準財政規模 (7)	19,821,940	20,944,000	20,506,626
	元利償還金・準元利償還金に係る基準財政需要額算入額 (8)	2,949,611	3,064,588	3,072,560
	小計 (7) - (8) (B)	16,872,329	17,879,412	17,434,066
実質公債費比率 < 単年 > (%) (A) / (B) × 100		0.53928	0.35814	-1.19315
実質公債費比率 < 3カ年平均 > (%)		0.0		
(2)の内訳	上水道事業	6,332	6,255	2,996
	下水道事業	1,511,097	1,446,881	1,422,310
	農業集落排水事業特別会計	78,815	70,219	60,760
(3)の内訳	可茂衛生施設利用組合	133,144	175,355	221,887
	可茂消防事務組合	40,504	45,606	44,046
	可児市・御嵩町中学校組合	992	1,340	527

将来負担比率

区分		決算額 (千円)	区分	決算額 (千円)	
分子	将来負担額		分母	標準財政規模 (12)	20,506,626
	地方債現在高 (1)	20,642,567		元利償還金・準元利償還金に係る基準財政需要額算入額 (13)	3,072,560
	債務負担行為に基づく支出予定額 (2)	409,962		小計 (12) - (13) (B)	17,434,066
	公営企業債等繰入見込額 (3)	8,204,479		将来負担比率 (%) (A) / (B) × 100	—
	組合負担等見込額 (4)	1,531,982		備考 ・実質赤字額、連結実質赤字額、将来負担額、資金不足額がない場合は「—」を記載	
	退職手当負担見込額 (5)	0			
	設立法人の負債等に対する負担見込額 (6)	0			
	連結実質赤字額 (7)	0			
	組合連結実質赤字額負担見込額 (8)	0			
	充当可能基金 (9)	19,873,202			
	充当可能特定歳入 (10)	7,228,570			
地方債現在高等に係る基準財政需要額算入見込額 (11)	30,144,498				
小計 ((1) ~ (8)) - ((9) ~ (11)) (A)	△ 26,457,280				